さいたま市自転車のまちづくり推進条例

平成31年(2019年)4月1日施行

さいたま市では、自転車のまちづくりを総合的・計画的に推進することを目的に「さいたま市自転車のまちづくり推進条例」を制定しました。

自転車損害保険等の加入義務化や利用マナーの向上など、市・自転車利用者・事業者、 等が相互に連携し、安全で快適に自転車を利用することができるまちづくりを進めてい きます。

自転車損害保険等の加入

自転車の安全利用

自転車利用環境の整備

交通ルール・マナーの遵守



さいたま市自転車のまちづくり推進条例のポイント

- 以下の項目が義務となりました。
 - 1 自転車損害保険等への加入
- ●以下の項目に努めましょう。
 - 2 子どもと高齢者はヘルメット着用
 - 歩道・横断歩道等を通るときは歩行者の安全を考え、 必要な場合は押し歩き
 - 4 自転車の定期的な点検整備
 - 5 反射器材の装着
 - 自転車購入時の防犯登録を受けるとともに、 自転車の施錠やひったくり防止カバーで防犯対策



交诵安全教室・啓発活動の実施

- 交通安全教室では自転車の安全利用について講習 を実施しています。
- 交通安全啓発品の配布などの交通ルール・マナー について啓発活動を実施しています。







自転車通行空間整備の推進

- 安全・快適な通行環境を整えるため、自転車通行 空間の整備を進めています。
- 自転車専用通行帯は自転車のみ通行できます。ま た、車道混在は自動車、バイク、原動機付自転車 も通行できます。







交通ルールとマナー

車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールとマナーを守りましょう。

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ●車道の左側を通行
- ●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ●自転車も飲酒運転禁止
- ●傘さし・イヤホン・スマートフォンなどの「ながら運転」禁止

詳しくは市のホームページをご覧ください さいたま市 自転車条例 検索



問い合 わせ先

交通安全に関すること 市民生活安全課(さいたま市交通安全対策協議会事務局)

TEL:048-829-1219 FAX:048-829-1969

自転車利用環境に関すること 自転車まちづくり推進課 TEL:048-829-1398 FAX:048-829-1979